

大阪市地区計画に係る認定及び許可取扱要綱実施基準（再開発等促進区）の一部を改正する要領

大阪市地区計画に係る認定及び許可取扱要綱実施基準（再開発等促進区）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>大阪市地区計画に係る認定及び許可取扱要綱実施基準（再開発等促進区）</p> <p>制 定 平成 2 年 7 月 1 日 最近改正 <u>令和 8 年 4 月 1 日</u></p> <p>[第 1～第 3 略]</p> <p>第 4 建築物の各部分の高さの緩和 法第 56 条の規定による高さ制限に係る法第 68 条の 3 第 4 項の規定に基づく許可を受ける場合は、次に掲げる要件を満たすこと。</p> <p>[1. 略]</p> <p>2. 立面投影面積による検討 総合設計許可基準第 4 の「<u>1. (1) 立面投影面積による検討</u>」の規定を準用する。</p>	<p>大阪市地区計画に係る認定及び許可取扱要綱実施基準（再開発等促進区）</p> <p>制 定 平成 2 年 7 月 1 日 最近改正 <u>令和 5 年 4 月 1 日</u></p> <p>[第 1～第 3 同左]</p> <p>第 4 [同左] [同左]</p> <p>[1. 同左]</p> <p>2. [同左] 総合設計許可基準第 4 の「<u>1. 立面投影面積による検討</u>」の規定を準用する。</p>
<p>備考 表中の[]の記載は注記である。</p>	

附 則

この要領は、令和8年4月1日から実施する。